

船橋駅周辺地区事業計画図 (3/3)

7-2 市道1436号線
日常使う経路／延長120m／船橋市



《事業内容》
歩行空間の確保：98m
《配慮すべき重要事項》
・公開空地を一体的に利用した歩行空間の確保が必要である

1-5 市道1205号線
特定経路／延長300m／船橋市



《事業内容》
歩道の改良（部分）：10箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置：215m

1-3 市道00-034号線（宮本本町線／本町通り）
特定経路／延長130m／船橋市



《事業内容》
歩道の改良（部分）：6箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置：364m
ベンチの設置：2箇所
《配慮すべき重要事項》
・可動障害物（違法駐輪、商品・看板）の撤去が必要となる
・視覚障害者誘導用ブロックの設置にあたっては、一部特定経路外の部分についても整備を実施する

1-4 国道14号（千葉街道）
特定経路／延長190m／千葉県



《事業内容》
歩道の拡幅：380m
歩道の改良（部分）：2箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置：380m
バス停の上屋、ベンチの設置：1箇所
案内標識の設置（小拠点）：1箇所
エスコートゾーンの設置：1箇所
《配慮すべき重要事項》
・エスコートゾーンの設置にあたっては当事者意見を反映し、今後関係者との協議を実施して検討する
・ベンチの設置にあたっては、歩道の拡幅事業後に実施する

8-1 （県）船橋埠頭線
日常使う経路／延長140m／千葉県



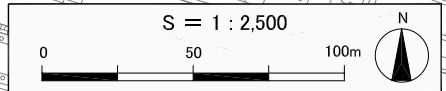
《事業内容》
歩道の改良（部分）：6箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置：280m

8-2 市道1209号線
日常使う経路／延長190m／船橋市



《事業内容》
歩行空間の確保：307m
《配慮すべき重要事項》
・関係者の調整を図りながら、道路構造を検討する必要がある

凡 例	
重点整備地区(約22.4ha)	
特定旅客施設	
特定経路(市管理)	
特定経路(県管理)	
日常使う経路(市管理)	
日常使う経路(県管理)	
JR	
その他の鉄道	
バス停	
主な利用施設	
公共施設	
商業施設	
医療施設	
教育施設	
公園・緑地	



事業内容の凡例	
歩道整備済(バリアフリー化)	
歩道新設	
歩道拡幅	
歩行空間の確保	
歩道の改良(全面)	
歩道の改良(部分)	
電線共同溝整備	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	
その他の整備	